

都市計画道路網の見直し (再編素案) について



平成16年12月

北九州市 建築都市局

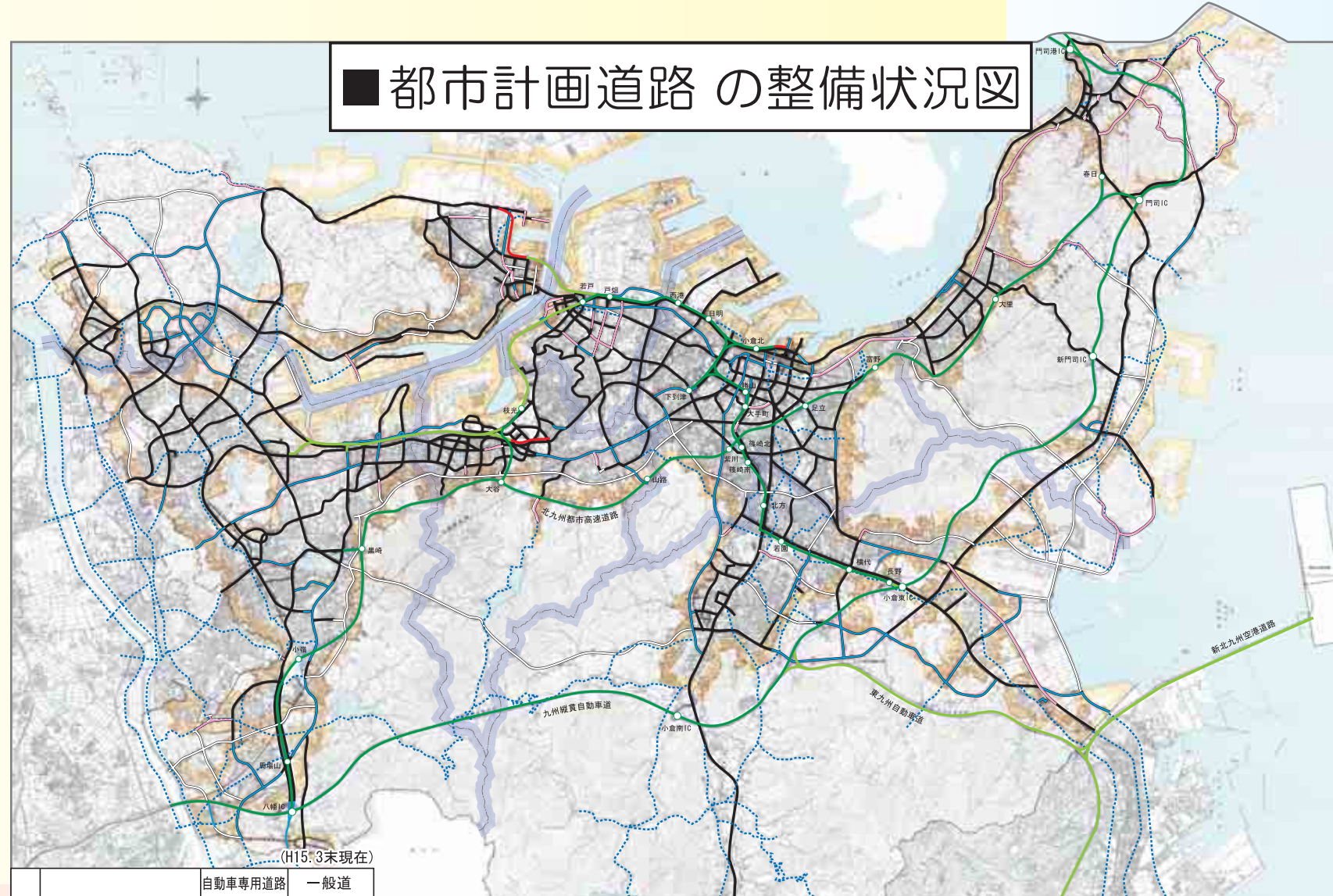
都市計画道路とは

◇法律で定められた道路

- 都市計画道路は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための基盤施設として、都市の骨格を形成するものです。
- 道路を低コスト・効率的に整備するため、都市計画法に基づいて道路の区域を決定し、区域内での建築行為に一定の制限を行います。

◇都市計画道路の役割

- 都市計画道路には、「円滑な移動の確保」、「都市やまちの形成」、「下水道管や電線などの収容や防災空間」などの役割をもっています。
- 一般的な幹線道路には、両側に歩道が設置され、安心・安全な交通が確保されます。

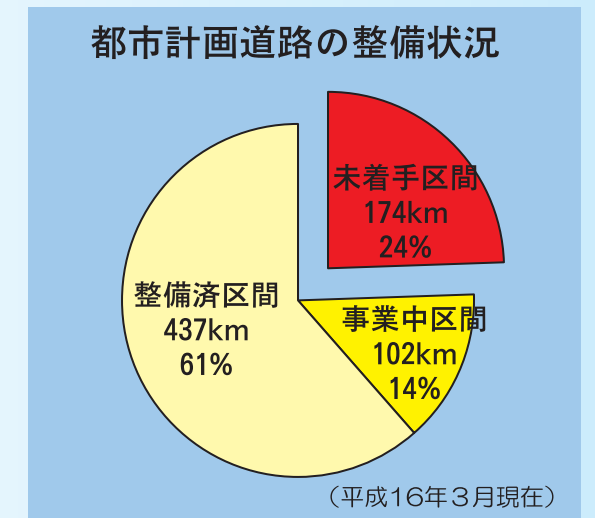


| | | 自動車専用道路 | 一般道 |
|-----------------------|-------------------|---------|-----|
| 都市計画道路 | 整備済区間 | 緑線 | 黒線 |
| | 事業中区間 | 青線 | 赤線 |
| | 未着手区間 | 赤線 | 黒線 |
| | 既存道路の拡幅など 新設道路 | 赤線 | 黒線 |
| 主要な県道・市道等 (臨港道路含む) | | 黒線 | 青線 |

都市計画道路の現況

◇整備状況

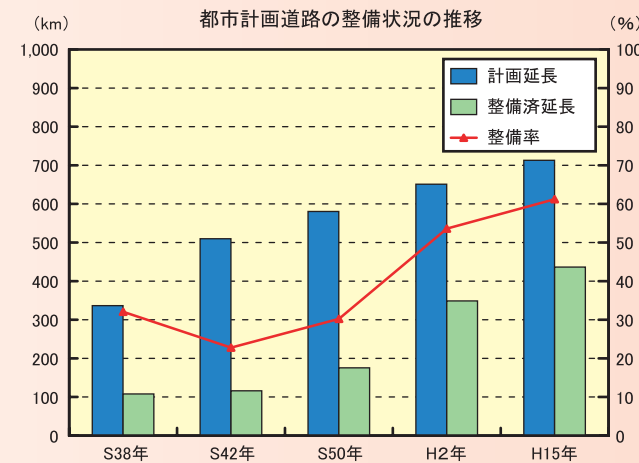
- 本市の都市計画道路は、261路線（延長713km）が指定されています。
- その内、437km（61%）が計画的に整備され、渋滞解消やプロジェクト支援、沿道改善などの整備効果が得られています。また、102km（14%）が事業中です。
- 一方、174km（24%）が未着手区間であり、整備着手時期のめどが立っていない状況です。その内、約9割が計画後20年以上経過しています。この未着手区間は、傾斜の多い市街地や市街化調整区域（山間部など）に多く見られます。



都市計画道路網とは

◇交通ネットワークの形成

- 道路が集まることで交通ネットワークが形成されますが、現在の道路網の計画は昭和42年にその骨格ができあがっています。
- 当時の経済発展や人口増加などの状況から、市街地が拡大すると想定されており、それに沿った道路網が都市計画決定されています。
- しかし、近年のまちづくりの方向性の転換（まちなか重視）や環境・景観に対する市民意識の向上などにより、道路網のあり方も変化してきています。

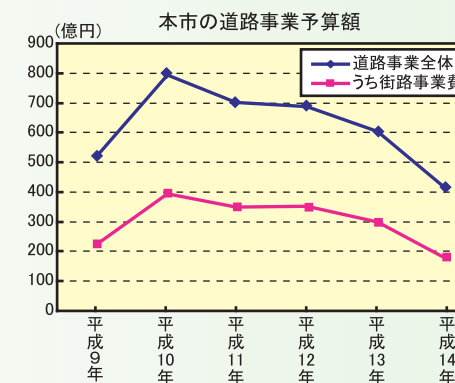


都市計画道路の見直しの必要性

- 近年の社会経済情勢の変化や「まちなか重視」などのまちづくりの方向性の転換などに伴い、道路網の見直しが必要です。

◇経済状況の変化

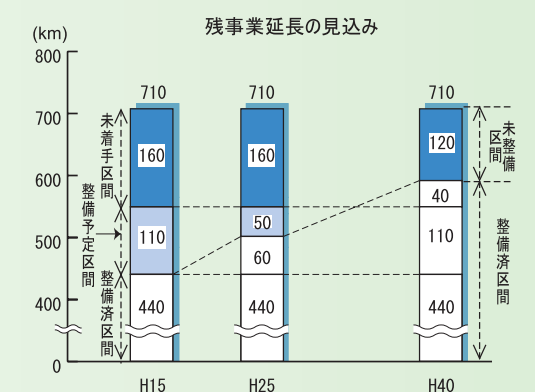
社会経済情勢や市の厳しい財政状況を反映して、市の道路事業予算は縮小しています。



※街路事業とは、都市計画道路を整備するための事業

◇将来の残事業

現行の予算規模が確保されても、約20年後に100kmを超える未整備区間が残る見込みです。



※整備予定区間には、事業中区間と未着手区間の一部を含む

都市計画道路の再編の検討にあたって

●都市計画審議会への諮問と答申

- ・平成13年7月：北九州市長から北九州市都市計画審議会に「北九州市都市計画道路網のあり方」を諮問。「道路網再編の必要性」や「再編検討の進め方」に関して意見を求めました。
- ・平成14年12月：都市計画審議会から市長へ「北九州市都市計画道路網のあり方」を答申。「早急に再編検討を行うべき」、「学識経験者や市民代表などで構成される新たな検討組織の設置」、「情報公開・市民参加を図ること」などの意見を受けました。

●都市計画道路網再編素案検討委員会の意見・提案

- ・平成15年6月から平成16年7月にわたり、計3回の委員会を開催しました。
- ・そこで、「都市計画道路網の再編の基本方針」や「新たな道路網の考え方（6分類化）」、「早期に再編すべき地域の選定」などについて、意見や提案を受けました。

●市民アンケート・意見の募集

- ・平成15年11月から3か月間、15の市民団体などに対し、アンケート募集と意見交換会を開催しました。
- ・また、平成16年3月末から1か月間、市が提案する「新たな都市計画道路網の考え方」などについて、市民意見を求めました。
- ・廃止を含めた見直しについては、おおむね賛同が得られており、検討にあたっては、市民合意の形成を図ることと早期に対応することが望まれています。

都市計画道路の再編の基本方針

<1. 幹線道路ネットワークの再構築>

本市の幹線道路ネットワークは、都市計画道路に「都市計画道路以外の幹線道路（国道や県道など）」を加えることにより再構築を図る。

<2. 優先度の明確化>

交通機能やまちづくりの方針などから、新たに強化が必要とされる個所・区間については、その緊急性や実現性を十分に踏まえ、優先度の高い区間から整備に向けて取り組みを進めていく。

<3. 計画継続の必要性が低い路線の原則廃止>

代替路線がある、市街地形成機能が期待できない等、都市計画道路としての機能などが極めて低くなっているものについては、原則として都市計画道路を廃止する。

<4. さまざまな整備手法等の適用>

都市計画道路の廃止に伴い、既存の道路に影響がある場合は、都市計画事業以外の整備手法やソフト施策を展開することにより改善を図る。

<5. 早期に再編すべき地域の選定>

政策性や実現性などが高く、優先的に早期に再編する必要性が高い地域を抽出し、今後3～4年で都市計画決定に向けた手続きを進めていく。

再編素案の内容

●新たな道路網（再編素案）の検討対象

◇幹線道路網の強化箇所（13箇所）

未着手区間を除いた都市計画道路網で、将来的に問題となる箇所を抽出し、解決するための対策（整備の方向性）を検討。

◇未着手区間（65路線・81区間）

現在の都市計画道路網から完成・事業中・事業予定箇所を除いた81の未着手区間について、都市計画の必要性（継続・変更・廃止など）について検討。



●強化箇所、未着手区間の6分類による検討

新たな道路網づくりのため、左記の箇所・区間について、幹線性、緊急性などの観点から対応方法を6つに分類化。



●早期に再編すべき地域と地域別方針

◇若松西部

- ・「12号線」とその代替路線の比較検討を含めた、福岡方面へのアクセス強化を検討
- ・費用対効果や幹線性が低い路線の見直し

◇洞海湾北部

- ・代替路線があり、山間部で市街地形成機能が期待できない区間の見直し

◇周防灘沿岸部

- ・臨港道路で代替可能な「6号線」の一部区間やその他の区間の見直し
- ・「6号線」と関連道路の計画ルート見直し（曾根干潟の自然環境や空港跡地の開発などを考慮）



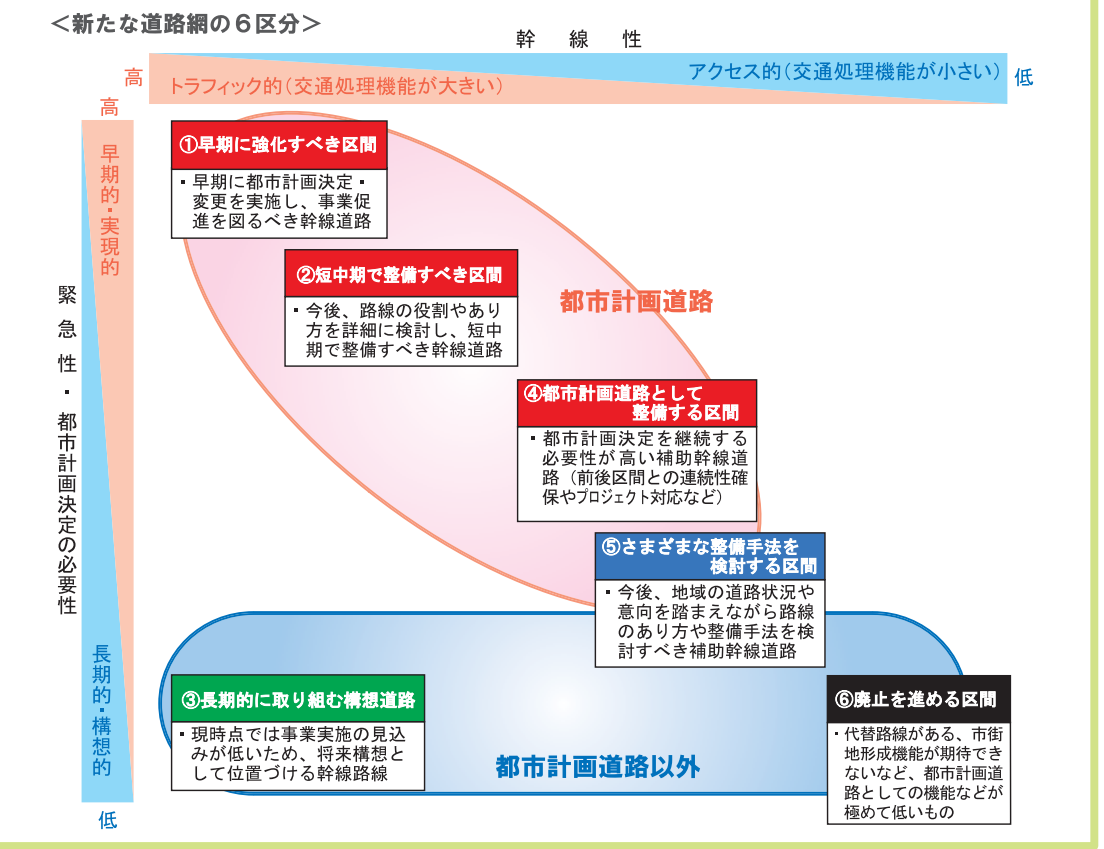
◇八幡西南部

- ・八幡西南部と鞍手を結ぶ路線（福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画）の検討
- ・上記路線で代替可能な路線の見直し

◇北九州中央部

- ・強化箇所である「小倉都心」「黒崎副都心」外縁の渋滞区間についての対策を検討
- ・山間部におけるトンネルなどの市街地形成機能が期待できない「4号線」の一部区間の見直し
- ・費用対効果や幹線性が低い「5号線」の一部区間の見直し

| 凡例 | |
|----|-------------------|
| | 早期に再編すべき地域(5地域) |
| | 幹線道路網の強化箇所(13箇所) |
| | 主要幹線道路 |
| | 幹線道路 |
| | 自動車専用道路ネットワーク |
| | 上記以外の都市計画道路 |
| | 都市計画道路以外の幹線性の高い道路 |
| | 街なかゾーン(市街化区域) |
| | 市街地ゾーン(市街化区域) |
| | 自然・田园ゾーン(市街化調整区域) |



●早期に再編すべき地域の選定

◇今後3～4年で取り組むべき地域の選定（5地域）

作業を効率的・効果的に行うため、強化箇所との関連や未着手路線数の多さ、プロジェクト対応などから、早期に再編検討に取り組むべき地域を選定。



今後の進め方

●都市計画道路が決定されるまで



1

◇地元説明会

市が作成した道路計画原案の内容について、地元の皆さんに説明を行います。（縮尺1/2500の地形図を基にルートや道路幅などの検討を行ったものを提示します。）

2

◇公聴会での公述人の募集と計画原案の縦覧

計画原案について、公述人（意見のある方）を募集します。また、公述人の募集期間中に計画原案を縦覧します。なお、公述人の募集、縦覧や公聴会の開催日程については、「市政だより」に掲載し皆さんにお知らせします。

◇公聴会

計画原案に対し、広く市民の皆さんの意見を聴くために開催するもので、公の場で意見を述べていただくものです。（申出者がいない場合は中止となります。）

公聴会での意見を参考に計画案を作成

3

◇公告

計画案の閲覧場所と期間について、公報と「市政だより」に掲載し、皆さんにお知らせします。

◇計画案の縦覧

2週間の期間を定め、広く市民の皆さんに計画案の内容を見ていただくものです。内容についてご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

4

◇北九州市都市計画審議会

学識経験者や市議会議員、関係行政機関の職員などで組織された審議会で、公聴会での意見や縦覧で提出された意見書、計画案の内容について審議します。

計画承認

5

◇決定告示

審議会で承認された都市計画決定は、国土交通大臣や福岡県知事の同意を得て告示します。皆さんには、公報と「市政だより」でお知らせします。

◇永久縦覧

都市計画道路の計画図面は、告示の日から、所管する区役所のまちづくり整備課や市役所の都市交通政策課で閲覧することができます。



新北九州空港

2006年3月開港

問い合わせ先

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課
〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1
(市役所13階)

TEL. 093-582-2518 FAX. 093-582-2503

URL. <http://www.city.kitakyushu.jp/~k3502020/tokeidousaihen/index.htm>